

令和6年度以降の情報公開・個人情報保護審議会について

1 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正の趣旨

- (1) 本市の情報公開及び個人情報保護制度においては、公文書の公開及び個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項等について、実施機関等の諮問に応じ、調査し、及び審議する役割を「京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」が担っており、行政不服審査法に基づく公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る処分に対する審査請求について調査し、及び審議する役割を「京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」が担ってきた。

こうした中、個人情報保護法（令和5年4月1日施行）では、従来、審議会において行ってきた個別事項に関する審議等の機能を国が設置する個人情報保護委員会において担うこととなり、審議会における審議事項が大きく減少した。

これを踏まえ、附属機関における本市の情報公開及び個人情報保護制度の統一的な運用と公正かつ適正な運営に資するとともに、附属機関の機能的かつ効率的な運用を図るため、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「審議会条例」という。）の一部を改正し、審議会と審査会を統合する。

- (2) また、審査会を審議会に統合することから、審査会を設置する京都市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）の必要性が失われるため、これを廃止する。

2 条例改正及び廃止の概要

- (1) 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部の改正について

現行の審査会が有する機能を審議会に包含させるため、審議会条例に、審査会条例に規定する設置目的を追加する等の規定を整備する。また、京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例についても、審査会を審議会に改める等の規定を整備する。

	現行		改正後
	審議会	審査会	改正後の審議会
設置目的	・ 情報公開及び個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項や制度改善について、実施機関等の諮問に応じ、調査し、及び審議する。 ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する事項について、実施機関等に意見を述べる。	・ 行政不服審査法に基づく公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る処分に対する審査請求について調査し、及び審議する。 ・ 公文書公開請求及び個人情報開示請求に対して実施機関等が存否応答拒否[※]をした場合に、その報告を受け、意見を述べる。	審議会の設置目的に、現行の審査会の設置目的を加える。
委員数	12人以内	10人以内	15人以内

注 「存否応答拒否」とは、公開請求又は開示請求に対して公文書の存否を明らかにしただけで非公開情報又は不開示情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することをいう。

(2) 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止について

審査会を審議会に統合することに伴い、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止する。

(3) 上記(1)(2)については、令和5年9月市会において議決され、同年11月13日付けで公布された。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 来年度からの運営体制

機動的な運営を行うため、改正後の審議会においては、現行の審査会に準じ、委員3名以上をもって構成する合議体を設ける（2部会制）。

本市の情報公開・個人情報保護制度の制度運営に関する重要事項に加えて、本市の情報公開条例に基づく公開請求、若しくは個人情報保護法又は本市の個人情報保護条例に基づく開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する処分又はこれらの請求に係る不作為に対して、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた場合に、実施機関等の諮問に応じ、調査及び審議を行う。